香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月26日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第31号

香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 香芝市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで 及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)」に改め、「承認は、」の次に「勤務時間条例第8条第1項に規定する」を加え、「(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)」を削り、同条第2項中「第17条第1項」を「第15条の2第1項」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第22条を削り、第25条を第29条とし、第24条を第28条とし、第2 3条を第27条とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(部分休業の承認の取消事由)

- 第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。
 - 第20条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第21条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第 1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあって は、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することがで きる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)
- 第22条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月 1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として 条例で定める時間)

- 第23条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準 として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号 に定める時間とする。
 - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が 負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことによ り同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなけれ ば同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生 じると任命権者が認める事情とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19 条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年 3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの 条例による改正後の香芝市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定の 適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間4 5分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。